

(仮称)松川水原太陽光第1・2発電所に対する意見(公開用)

(1)協議会について

No.	内容	回答
1	基本計画の改定をもって協議会は終了するのか。	【事務局】 基本計画の改定をもって一度協議会を閉じますが、事業計画の変更など協議会での協議が必要であると会長が判断した場合は、協議会を開くこととなります。

(2)基本計画について

No.	内容	回答
1	「福島市農山漁村再生可能エネルギー法基本計画」3ページ 6(2)目標の達成状況について、毎年度、認定整備計画の進捗を確認することだが、その期間と主体について確認させていただきたい。(20年間、(協議会ではなく)福島市が確認する、という理解でよいか)	【事務局】 発電事業期間中、福島市で確認いたします。発電設備の安全点検や現状については、環境課へ報告を求めるとし、基金については、農業企画課で入金状況を確認し、入金がない場合などは事業者へ指導を行います。
2	「福島市農山漁村再生可能エネルギー法基本計画」3ページ 6(1)目標について、発電設備の容量と発電事業期間に変更があるか確認させていただきたい。	【事務局】 A地区は先行事例であり、今回の松川開パにおける事業については、B地区として発電設備の容量と発電事業期間を追加し、基本計画を改定いたします。

(3)設備整備計画について

No.	内容	回答
1	福島市農山漁村再生可能エネルギー法協議会 資料P6 議事(1)の3)②ウは、特例措置に関する事項のことか。	【事務局】 特例措置に関する事項のことです。今回の松川開パにおける事業は、農地法の特例にあたり、設備整備計画の認定により農地転用の許可があったものとみなされます。

(4)基本計画との整合性について

No.	内容	回答
1	事業者作成資料10ページ 項目3の①「実質運用(運転)期間は30年以上を想定しております」について、「福島市農山漁村再生可能エネルギー法基本計画」等における、発電事業期間20年間との整合性について教えていただきたい。(特に、基金への拠出や、目標の達成状況の評価の期間が、20年なのか30年なのか、について)	【マッコリー】 事業運用期間は30年以上を想定しておりますが、発電事業期間についての記載を20年間とさせていただき、延長となる場合には事前に協議させていただきます。また、基金等への拠出期間につきましては、別途設備整備計画のなかで固定価格買取制度による買取期間といたします。

(5)事業計画地について

No.	内容	回答
1	地形図・空中写真等を確認する限り、当該地は地すべり地である可能性が高いと判断される。農地として開発された後、恐らく小規模な法面崩壊や亀裂の発生等、小規模な事象が発生していた可能性がある。協議会に参加されている当該地の事情をよく知っている方々に、それらの気象事項を伺いたい。	【事務局】 事業計画地に詳しい地元委員等に確認したところ、営農していた当時は意識していなかったため、亀裂や法面崩落等はわからない、特に聞き及んだことはないとのことでした。

2	<p>地すべり地が管理されることは、好ましいことと思うが、管理が不適切で、地すべり活動を活発化させることは避けなければならないので、地すべり地であることを考慮した計画を望む。</p>	<p>【マッコリー】 地滑り地を考慮した造成を計画しております。 具体的には、福島市との協議及び防災マップから土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域(地すべり)の指定区域はありませんが、弊社は、傾斜が30°以上で傾斜長50m以上の区域は土砂流出警戒箇所と位置づけ、対策を施します。</p> <p>①警戒区域法肩部に排水施設を設置する。 ②傾斜長25m毎に排水設備を設置する。 ③崩壊予想法尻部に蛇籠等でドレーンを設置する。 ④警戒箇所は、切盛り土工は行わない。 ⑤警戒箇所は、パネルを設置しない。 ⑥パネルの架台は、杭基礎とし、地形形状の変更は、最小限とする。</p>
3	<p>調整池の土を盛土に多く利用してほしい</p>	<p>【マッコリー】 切土は原則調整池のためのみに発生するものとどまり、当該切土した土の全てを盛土に利用する計画です。</p>

### (6) 水害・災害対策関係法令について

No.	内容	回答
1	<p>今後の再エネ協議会において、事業者が計画している「水害・災害対策」等について審議されるが、当該事業に係る「水害・災害対策」に関わる下記関係法令への対応について、事業者に資料の提出と説明を求めめる。</p> <p>【関係法令】 ・土砂災害防止法 ・砂防法 ・急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 ・地すべり等防止法 ・土壤汚染対策法 ・景観法(福島市景観条例を含む。) ※これ以外にも該当法律等あれば、それも含む。</p>	<p>【マッコリー】 以下が当該事業に係る「水害・災害対策」に関わる関係法令になります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂災害防止法: 区域外です。</li> <li>・砂防法: 区域外です。</li> <li>・急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律: 区域外です。</li> <li>・地すべり等防止法: 造成の区域外ではありますが、上述のとおり、急傾斜地に対策を施します。</li> <li>・土壤汚染対策法: 対象であり、建設着工日が決定次第、所定の様式による届出を出すよう要請されております。なお、対象地の地歴からみて、土壤汚染法における措置が必要となることは想定されておられません。</li> <li>・景観法(福島市景観条例を含む。): 農山村漁村再生化のエネルギー法の許認可取得後、事前協議を予定しております。なお、下記福島県環境影響評価条例における議論においては、①発電に影響が及ばない箇所の植生の残置、②裸地の早期緑化・チップ敷布、③反射を抑制したパネルの採用を措置として提案しております。</li> <li>・福島県環境影響評価条例: 本条例における水質の環境保全対策は以下の通りであり、これらの保全対策に則った造成建設工事を行い、運転中においては保全対策の維持を行います。</li> <li>・造成工事に先行して沈砂機能を備えた防災調節池を設け、対象事業実施区域外へ濁水や土砂の流出を抑制する。</li> <li>・造成法面については速やかな転圧や早期緑化を図る。</li> <li>・必要に応じて側溝や土嚢などを設置し、非造成区域の雨水等が造成区域に流入しないようにする。</li> <li>・必要に応じて仮土堤、仮柵等を設計し、非造成区域に土砂が流出するのを防止する。</li> <li>・著しい濁水の発生が予想される激しい降雨に対しては、防災調節池が十分に機能するよう事前に点検を行い、必要に応じて土砂の除去・清掃・補修等を施し、一定の容量を維持し、土砂流出を防止する。</li> <li>・必要に応じて濁水濾過フィルター等を設け、対象事業実施区域外及び周辺河川への土砂流出防止に努める。</li> </ul>

(7) 事業主体について

No.	内容	回答
1	前々回(第2回)の事業者回答では、SPCについて「SPCのオーナーが変更となる場合もある」旨説明いただいたが、少なくとも本件工事中は現在検討している事業主体(事業の経営・運営＝マッコーリー社、土地保有・管理＝クラスタークリーンエナジー社)によって運営していくという認識で良いか。	【マッコーリー】 SPCである松川水原太陽光発電合同会社及びクラスタークリーンエナジー3合同会社ともに、株主構成が変更される可能性があります。本農山漁村再生可能エネルギー法の協議結果に基づく議論や協定書及び福島県環境影響評価条例に基づく公表資料及び知事意見並びにその他法令及び許認可に基づく指導又は要請を、SPCが引き続き順守することとなります。

(8) 設備投資計画について

No.	内容	回答
1	第1発電所および第2発電所の「設備投資計画」(29.2億円)の内訳を示してほしい	【マッコーリー】 非公開

(9) 資する取組について

No.	内容	回答
1	前回(第3回)配布された寄付金に関する協議資料に関して、2024年12月期の売上(約25億円)に対して翌年度に約10億円も低下する理由をお示しいただきたい。	【マッコーリー】 初年度は、建設代金支払いに伴う消費税の還付を受けるため、売上が一時的に増加します。基本計画において売上を基準とすることから上記消費税還付分を含む売上を前提に寄付金額の策定を行っています。
2	事業者の計画では、調達資金のコスト(融資の金利等)や経費等について、どのような前提のもとに計算しているのか。投資する側の目線からすれば、利回り水準を気にすることは分かるが、透明性確保の観点から売上に対して5%という基本計画にしている中で、IRRが低いということを理由に「16MW分の3%を寄付する」というのは、公平性に欠けると思われることから、委員の皆さまにも分かりやすい根拠となる資料の提示をお願いしたい。	【マッコーリー】 調達資金のコストであり、経費については、常駐する電気主任技術者の人件費及び保守管理費や内部設備の更新費用等になりますが、いずれも弊社の過去の経験に基づいております。 例えば調達コストは足元の資金調達環境から鑑みても、保守的なものではないと考えます。 次に、本件は事業である以上、収益性が成り立たないことには事業が成り立ちません。この点において、公平でないとは考えません。一方で、福島市基本計画における寄付金額が売上の5%であることは弊社も認識しており、一方で最低限の収益性を維持することを前提にした場合、寄付金額は目途値である売上の5%を拠出することは出来ません。
3	福島市農山漁村再生可能エネルギー法基本計画において、農林漁業の健全な発展に資する取組について、「発電区域の売電収入実績の5%に相当する額を基本」としている中、第二発電所の全体の40MW分ではなく、「出力容量増加分16.1MWの3%を寄付する」というのは基本計画に沿った内容ではありません。 まずは、基本計画に示してある売電収入実績の5%から議論を行い、寄付できる金額の根拠となる <u>分かりやすい資料</u> を提出いただくなど説明をお願いしたい。	【マッコーリー】 ご指摘に従い、発電区域を40MWとし、その売上を基準として寄付金額を算定することと致します。 添付(非公開)をご参照ください。